四半期報告書

(第29期第3四半期)

自 平成20年10月1日 至 平成20年12月31日

株式会社ファンケル

四半期報告書

- 1 本書は四半期報告書を金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報 処理組織(EDINET)を使用して、平成21年2月12日に提出したデータに目次及び頁を 付して出力・印刷したものであります。
- 2 本書には、上記の方法により提出した四半期報告書に添付された四半期レビュー報告書を末尾に綴じ込んでおります。

株式会社ファンケル

			頁
表 糹	£		1
第一部	ß	企業情報	2
第]	_	企業の概況	2
]	1 主要な経営指標等の推移	2
	2	2 事業の内容	3
	S	3 関係会社の状況	3
	4	4 従業員の状況	3
第2	2	事業の状況	4
]	1 生産、受注及び販売の状況	4
	2	2 経営上の重要な契約等	4
	3	3 財政状態及び経営成績の分析	5
第3	3	設備の状況	9
第4	Į	提出会社の状況	9
	1	1 株式等の状況	9
		(1) 株式の総数等	9
		(2) 新株予約権等の状況	10
		(3) ライツプランの内容	19
		(4)発行済株式総数、資本金等の推移	19
		(5) 大株主の状況	19
		(6) 議決権の状況	20
	2	2 株価の推移	21
	ć	3 役員の状況	21
第5	5	経理の状況	22
	1	1 四半期連結財務諸表	23
		(1) 四半期連結貸借対照表	23
		(2) 四半期連結損益計算書	25
		(3) 四半期連結キャッシュ・フロー計算書	27
	2	2 その他	35
第二部	ß	提出会社の保証会社等の情報	36
m 512.44	п	18 to the the	
四半期		レビュー報告書 F成21年3月期第3四半期連結会計期間及び	
		F 3 四半期連結累計期間	37

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出日】 平成21年2月12日

【四半期会計期間】 第29期第3四半期(自 平成20年10月1日 至 平成20年12月31日)

【会社名】株式会社ファンケル【英訳名】FANCL CORPORATION

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長執行役員 成松 義文

 【本店の所在の場所】
 横浜市中区山下町89番地1

 【電話番号】
 045 (226) 1200 (代表)

【事務連絡者氏名】 執行役員 経理・総務・人事ユニット長 江上 克彦

【最寄りの連絡場所】横浜市中区山下町89番地1【電話番号】045 (226) 1200 (代表)

【事務連絡者氏名】 執行役員 経理・総務・人事ユニット長 江上 克彦

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次		第29期 第3四半期 連結累計期間	第29期 第3四半期 連結会計期間	第28期
会計期間		自平成20年 4月1日 至平成20年 12月31日	自平成20年 10月1日 至平成20年 12月31日	自平成19年 4月1日 至平成20年 3月31日
売上高	(百万円)	75, 217	26, 635	99, 349
経常利益	(百万円)	5, 050	1, 916	7, 765
四半期(当期)純利益	(百万円)	2, 384	1, 038	3, 694
純資産額	(百万円)	_	70, 977	70, 268
総資産額	(百万円)	_	85, 022	85, 685
1株当たり純資産額	(円)	_	1, 151. 48	1, 141. 56
1株当たり四半期 (当期)純利益金額	(円)	38. 91	16. 95	58. 42
潜在株式調整後 1株当たり四半期 (当期) 純利益金額	(円)	38. 82	16. 91	58. 10
自己資本比率	(%)	_	83. 0	81.6
営業活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	3, 347	_	7, 379
投資活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	△3, 326	_	△672
財務活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	△1,812	_	△6, 036
現金及び現金同等物の 四半期末(期末)残高	(百万円)	_	22, 251	24, 060
従業員数	(名)	_	1, 145	1,027

⁽注) 1 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

² 売上高には消費税等は含まれておりません。

³ 従業員数は就業人員数を記載しております。

2 【事業の内容】

当第3四半期連結会計期間において、当企業集団(当社及び当社の関係会社)が営んでいる事業の内容に重要な変更はありません。

また、主要な関係会社についても異動はありません。

3 【関係会社の状況】

当第3四半期連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成20年12月31日現在

従業員数(名) 1,145(1,848)

- (注) 1 従業員数は、当企業集団から当企業集団外への出向者を除き、当企業集団外から当企業集団への出向者を含む就業人員であります。
 - 2 従業員数欄の(外書)は、臨時従業員の当第3四半期連結会計期間の平均雇用人員であります。
 - (2) 提出会社の状況

平成20年12月31日現在

従業員数 (名)	719 (1, 392)
----------	--------------

- (注) 1 従業員数は、当社から他社への出向者を除き、他社から当社への出向者を含む就業人員であります。
 - 2 従業員数欄の(外書)は、臨時従業員の当第3四半期会計期間の平均雇用人員であります。

第2【事業の状況】

1 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当第3四半期連結会計期間における生産実績を事業の種類別セグメントごとに示すと、次のとおりであります。

事業の種類別セグメントの名称	生産高(百万円)
化粧品関連事業	13, 724
栄養補助食品関連事業	8, 313
その他事業	2, 235
合計	24, 272

- (注) 1 金額は販売価格で表示しております。
 - 2 生産実績には見本品等を含んでおります。
 - 3 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

(2) 受注状況

主に見込み生産を行っておりますので、該当事項はありません。

(3) 販売実績

当第3四半期連結会計期間における販売実績を事業の種類別セグメントごとに示すと、次のとおりであります。

事業の種類別セグメントの名称	販売高(百万円)
化粧品関連事業	13, 282
栄養補助食品関連事業	8, 019
その他事業	5, 333
合計	26, 635

- (注) 1 上記の金額には消費税等は含まれておりません。
 - 2 主要な販売先の記載については、総販売実績に対する販売先別の販売実績割合が100分の10未満のため記載を省略しております。

2 【経営上の重要な契約等】

当第3四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定または締結等はありません。

3 【財政状態及び経営成績の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期報告書提出日現在において当企業集団(当社および連結子会社)が判断したものであります。

(1)業績の状況

当第3四半期連結会計期間におけるわが国経済は、欧米金融危機に端を発した金融市場の混乱および世界的な経済の減速を受け、円高による企業収益の悪化、設備投資の見直し、雇用の調整などが進行し、景気の後退感が鮮明となりました。

このような状況の下、化粧品業界は基礎化粧品に多少の伸長がみられたものの、全体としては横ばい傾向にあります。

また、健康食品業界は依然として調整局面が続くなかで、企業間格差がますます顕著になりつつあります。

当第3四半期連結会計期間の売上高は、発芽米事業やいいもの王国通販事業などのその他事業が不振で、26,635百万円となりました。主力の化粧品関連事業と栄養補助食品関連事業が減益となったことより、営業利益は1,900百万円、売上高営業利益率は7.1%となり、経常利益は1,916百万円、売上高経常利益率は7.2%となり、四半期純利益は1,038百万円、売上高四半期純利益率は3.9%となりました。

① 化粧品関連事業

売 上 高

化粧品関連事業の売上高は13,282百万円となりました。

,		
	平成21年3月期 第3四半期連結会計期間	
	金額 (百万円)	構成比 (%)
ファンケル化粧品	10, 155	76. 5
アテニア化粧品	2, 659	20.0
その他	467	3.5
合計	13, 282	100.0

	平成21年3月期 第3四半期連結会計期間	
	金額 (百万円)	構成比 (%)
通信販売	7, 121	53.6
店舗販売	4, 413	33. 2
卸販売他	1, 747	13. 2
合計	13, 282	100.0

ファンケル化粧品は、リニューアルした洗顔パウダーが好調で、10,155百万円となりました。

アテニア化粧品は、積極的な広告宣伝活動を行いましたが、お客様数の増加につながらず、2,659百万円となりました。

販売チャネル別では、通信販売は7,121百万円、店舗販売は4,413百万円、卸販売他チャネルは1,747百万円となりました。

営業損益

損益面では、広告宣伝活動など経費投入を積極的に行った結果、営業利益は1,879百万円、営業利益率は14.1% となりました。

② 栄養補助食品関連事業

売 上 高

栄養補助食品関連事業の売上高は8,019百万円となりました。

	平成21年3月期 第3四半期連結会計期間	
	金額 (百万円)	構成比 (%)
通信販売	3, 620	45. 1
店舗販売	2, 109	26.3
卸販売他	2, 290	28.6
合計	8, 019	100.0

製品面では、積極的なマーケティング活動を行ったHTCコラーゲンなどビューティサプリメントは好調でしたが、ビタミン、ミネラル、ハーブなどそれ以外の製品群の売上減少をカバーするには至りませんでした。

販売チャネル別では、通信販売は3,620百万円、店舗販売は店舗数の減少に加え既存店が不振で2,109百万円、 卸販売他チャネルは海外向けが好調で2,290百万円となりました。

営業損益

損益面では、販売促進費などの費用の増加により、営業利益は542百万円、営業利益率は6.8%となりました。

③ その他事業

売 上 高

その他事業の売上高は5,333百万円となりました。

	平成21年3月期 第3四半期連結会計期間 (百万円)
発芽米事業	941
青汁事業	921
いいもの王国通販事業	2, 540
その他の事業	929
合計	5, 333

発芽米事業は、お客様数の減少により通信販売が減少し、売上高は941百万円となりました。 青汁事業は、冷凍タイプの不振が続きましたが、粉末タイプが好調で、売上高は921百万円となりました。 いいもの王国通販事業は、カタログでの販売が不振で、売上高は2,540百万円となりました。 その他の事業は、肌着の販売が不振で、売上高は929百万円となりました。

営業損益

損益面では、いいもの王国通販事業の損益は悪化しましたが、経費の効率化により発芽米事業や青汁事業の損益 が改善したことにより、営業損失は118百万円となりました。

「ご参考:業熊別店舗数]

	平成20年12月末	平成20年9月末比
ファンケル銀座スクエア	1	_
ファンケルショップ(次世代店舗)	13	+2
ファンケルハウス	96	Δ1
ファンケルハウス J	78	△5
元気ステーション	5	$\triangle 2$
アテニアショップ	13	_
その他	3	_
合計	209	$\triangle 6$

なお、所在地別セグメントの業績につきましては、当第3四半期連結会計期間の売上高の合計に占める日本の割合が90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) キャッシュ・フローの状況

当第3四半期連結会計期間末における現金及び現金同等物(以下「資金」という。)は22,251百万円となり、第2四半期連結会計期間末より403百万円増加いたしました。各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動の結果得られた資金は183百万円となりました。この内訳の主なものは税金等調整前四半期純利益1,649百万円、減価償却費836百万円などによる増加と、法人税等の支払額1,514百万円などによる減少であります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動の結果増加した資金は1,275百万円となりました。これは主に、有価証券の取得による支出2,989百万円や工場設備など有形固定資産の取得による支出491百万円の減少と、有価証券の売却及び償還による収入4,998百万円などによる増加であります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動の結果使用した資金は1,026百万円となりました。これは主に、配当金の支払額1,020百万円の支出などによるものであります。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第3四半期連結会計期間において、新たに発生した事業上及び財務上の対処すべき課題はありません。

[株式会社の支配に関する基本的な考え方]

当社は、経営支配権の異動を通じた企業活動及び経済の活性化の意義を否定するものではなく、また株式の大量取得を目的とする買付について、それに応じるか否かは、最終的には株主の皆様の判断に委ねられるべきものと考えております。しかし、一方では当該買付者の事業内容及び将来の事業計画並びに過去の投資行動などから、当該買付行為または買収提案が当社の企業理念やブランド、株主の皆様をはじめとする各ステークホルダーの利益に与える影響を、当社として慎重に判断する必要があると認識しております。

当社は具体的な買収防衛策を予め定めるものではありませんが、株主の皆様から負託を受けた経営者の責務として、当社株式の取引や株主の異動状況を常に注視するとともに、株式の大量取得を企図する者が出現した場合には、当社企業価値・株主共同の利益に資することを目的として、具体的な対抗措置の要否及び内容を速やかに検討し、当社の権限の範囲内で最も適切と考えられる措置を実行する体制を整えます。

現在のところ、当社の株式を大量取得しようとする具体的な脅威が生じているわけではありませんが、買収防衛策の導入は、重要な経営課題の一つとして認識しており、今後も継続して検討を行ってまいります。

(4) 研究開発活動

当第3四半期連結会計期間における研究開発関連費用の総額は699百万円であります。なお、当第3四半期連結会計期間において、当企業集団の研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

(5)経営成績に重要な影響を与える要因及び経営戦略の現状と見通し

当第3四半期連結会計期間において、新たに経営成績に重要な影響を与える事象は発生しておりません。また、経営戦略の現状及び見通しにつきましても、前事業年度の有価証券報告書に記載した内容から変更はありません。

(6) 資本の財源及び資金の流動性についての分析

資産は第2四半期連結会計期間末に比べて1,125百万円減少し、85,022百万円となりました。この主な要因は、固定資産の減少955百万円であります。これは、有形固定資産及び無形固定資産の減価償却の実施と、店舗閉鎖により有形固定資産や敷金及び保証金が減少したためであります。

負債は第2四半期連結会計期間末に比べて1,195百万円減少し、14,044百万円となりました。この主な要因は、流動負債の減少1,171百万円であります。これは、賞与引当金及び未払法人税等が減少したためであります。

純資産は第2四半期連結会計期間末に比べて69百万円増加し、70,977百万円となりました。この主な要因は、四半期純利益の計上によるものであります。また、自己株式を消却したことにより、資本剰余金が159百万円、利益剰余金が6,206百万円、自己株式が6,365百万円それぞれ減少しております。

この結果、自己資本比率は第2四半期連結会計期間末と比較して1.1ポイント改善し83.0%となりました。

(7) 経営者の問題認識と今後の方針について

当企業集団は、平成21年3月期を初年度とする新中期三ヵ年経営計画「新しい価値=感動品質2010」(平成21年3月期~平成23年3月期)をスタートしております。

長期的・持続的な利益成長を図っていくために、お客様の視点に立ち、製品・サービスなど全ての面でお客様が期待している以上の「新しい価値=感動品質」を創造しご提供し続け、お客様との長期的な信頼関係の構築に注力してまいります。

なお、当該中期三ヵ年経営計画の具体的な内容につきましては、前事業年度の有価証券報告書の「第2事業の状況 3 対処すべき課題」をご参照下さい。

第3【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第3四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第3四半期連結会計期間において、前四半期連結会計期間末に計画中であった重要な設備の新設、除却等について重要な変更はありません。また、新たに確定した重要な設備の新設、除却等の計画はありません。

第4【提出会社の状況】

- 1 【株式等の状況】
 - (1) 【株式の総数等】
 - ①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数 (株)
普通株式	233, 838, 000
計	233, 838, 000

②【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成20年12月31日)	提出日現在発行数(株) (平成21年2月12日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	65, 176, 600	65, 176, 600	東京証券取引所 市場第一部	単元株式数は100株であり ます。
計	65, 176, 600	65, 176, 600	_	_

⁽注) 「提出日現在発行数」欄には、平成21年2月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は、含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

① 旧商法第280条ノ19の規定に基づく新株引受権

株主総会の特別決議日	(平成11年6月28日)
	第3四半期会計期間末現在 (平成20年12月31日)
新株予約権の数 (個)	_
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	_
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数 100株
新株予約権の目的となる株式の数 (株)	439, 920
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1 株当たり5,514
新株予約権の行使期間	平成13年6月29日~ 平成21年6月28日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発 行価格及び資本組入額(円)	発行価格 5,514 資本組入額 2,757
新株予約権の行使の条件	 対象者は、新株予約権の行使時において当社または当社の子会社もしくは関連会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。 前項に関わらず、対象者が当社または当社の子会社もしくは関連会社の取締役、監査役または従業員の地位を喪失した場合であっても、以下の各号に定める事由に該当する場合には、新株予約権を行使することができるものとする。 イ)対象者である取締役または監査役が任期満了により退任した場合。 ロ)対象者である従業員が定年退職した場合。 ハ)対象者である従業員がやむを得ない業務上の都合により解雇された場合。 ・対象者の相続人による新株予約権の行使は認められないものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、質入その他一切の処分は認めない。
代用払込みに関する事項	_
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	_

② 平成13年改正旧商法第280条/20及び第280条/21の規定に基づく新株予約権

株主総会の特別決議日(平成16年6月19日)			
	第3四半期会計期間末現在 (平成20年12月31日)		
新株予約権の数(個)	3,679 (注)		
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	_		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数 100株		
新株予約権の目的となる株式の数 (株)	1, 103, 700		
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1 株当たり1,217		
新株予約権の行使期間	平成18年7月3日~ 平成21年6月30日		
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発	発行価格 1,217		
行価格及び資本組入額 (円)	資本組入額 609		
新株予約権の行使の条件	・新株予約権者は、新株予約権の行使時において、当社または当社の関係会社の取締役、監査役または従業員でなければならない。ただし、当社または当社の関係会社の取締役もしくは監査役が任期満了により退任した場合もしくは従業員が定年により退職した場合には、この限りではない。 ・新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。		
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには、当社取締役会の承認を要す る。		
代用払込みに関する事項	_		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	_		

⁽注) 新株予約権1個につき目的となる株式の数は、300株であります。

③ 会社法第236条、第238条及び第240条第1項の規定に基づく新株予約権

株主総会の特別決議日(平成18年6月17日) 取締役会の決議日(平成18年8月10日)				
	第3四半期会計期間末現在 (平成20年12月31日)			
新株予約権の数(個)	5,212 (注)1			
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	_			
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数 100株			
新株予約権の目的となる株式の数 (株)	521, 200 (注) 1			
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1 株当たり1,670			
新株予約権の行使期間	平成20年8月11日~ 平成23年8月10日			
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発 行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,951 資本組入額 976			
・新株予約権者は、新株予約権の行使時においてたは当社の関係会社の取締役、監査役、執行役は使用人でなければならない。ただし、当社ま社の関係会社の取締役、監査役または執行役員満了により退任した場合、当社または当社の関の使用人が定年により退職した場合、当社およ会社の間で転籍した場合、その他、当社が取紛決議をもって正当な理由のあるものと特に認めたは、この限りではない。 ・新株予約権者の相続人による新株予約権の行使ない。				
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社の承認を 要するものとする。			
代用払込みに関する事項	_			
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 2			

(注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式の数は、100株であります。ただし、割当日後、当社が株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。)または株式併合を行う場合、当社は次の算式により新株予約権の目的となる株式の数(以下、付与株式数)を調整します。

調整後株式数=調整前株式数×分割または併合の比率

- 2 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以下、「組織再編成行為」という。)をする場合において、組織再編成行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編成対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとします。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとします。ただし、以下の条件に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとします。
- (1) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類 再編成対象会社の普通株式とします。
- (2) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数 組織再編成行為の条件等を勘案の上、上記(注) 1 ただし書に準じて決定します。
- (3) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 組織再編成行為の条件等を勘案の上調整される行使価額に上記(2)にしたがって決定される株式の数を乗じて得られる金額とします。
- (4) 新株予約権を行使することができる期間 残存新株予約権の権利行使期間と同じとします。
- (5) 譲渡による新株予約権の取得の制限 各新株予約権を譲渡するときは、再編成対象会社の承認を要するものとします。
- (6) その他の条件については、残存新株予約権の条件に準じて決定します。

取締役会の決議日(平成18年11月15日)				
	第3四半期会計期間末現在 (平成20年12月31日)			
新株予約権の数 (個)	148 (注) 1			
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	_			
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数 100株			
新株予約権の目的となる株式の数 (株)	14,800 (注)1			
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1 株当たり 1			
新株予約権の行使期間	平成18年12月2日~ 平成48年12月1日			
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発 行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,549 資本組入額 775			
新株予約権の行使の条件	 ・新株予約権者は、当社の取締役または執行役員に在任中は行使することができず、取締役および執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り行使することができる。 ・新株予約権者は、当社から割当を受けた本新株予約権および本新株予約権と同様に退任時報酬としての性質を有する株式報酬型ストック・オプションの全部を一括して行使することを要する。 ・新株予約権の割当を受けた者が死亡した場合、その者の相続人は、当該被相続人が死亡した日の翌日から3ヶ月を経過する日までの間に限り、本新株予約権を行使することができる。 ・取締役および執行役員の地位の喪失が解任による場合には、新株予約権者およびその相続人は、本新株予約権を行使することができない。 			
新株予約権の譲渡に関する事項 譲渡による本新株予約権の取得については、当社の を要するものとする。				
代用払込みに関する事項	_			
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 2			

(注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式の数は、100株であります。ただし、割当日後、当社が株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。)または株式併合を行う場合、当社は次の算式により新株予約権の目的となる株式の数(以下、付与株式数)を調整します。

調整後株式数=調整前株式数×分割または併合の比率

- 2 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以下、「組織再編成行為」という。)をする場合において、組織再編成行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編成対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとします。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとします。ただし、以下の条件に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとします。
- (1) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類 再編成対象会社の普通株式とします。
- (2) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数 組織再編成行為の条件等を勘案の上、上記(注) 1 ただし書に準じて決定します。
- (3) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 1株当たりの金額を1円とし、これに付与株式数を乗じて得られる金額とします。
- (4) 新株予約権を行使することができる期間 残存新株予約権の権利行使期間と同じとします。
- (5) 譲渡による新株予約権の取得の制限 各新株予約権を譲渡するときは、再編成対象会社の承認を要するものとします。
- (6) その他の条件については、残存新株予約権の条件に準じて決定します。

取締役会の決議日(平成19年11月12日)				
	第3四半期会計期間末現在 (平成20年12月31日)			
新株予約権の数 (個)	554 (注) 1			
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	_			
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数 100株			
新株予約権の目的となる株式の数 (株)	55, 400 (注) 1			
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり1			
新株予約権の行使期間	平成19年12月4日~ 平成49年12月3日			
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発 行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,221 資本組入額 611			
新株予約権の行使の条件	 ・新株予約権者は、当社の取締役または執行役員に在任中は行使することができず、取締役および執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り行使することができる。 ・新株予約権者は、当社から割当を受けた本新株予約権および本新株予約権と同様に退任時報酬としての性質を有する株式報酬型ストック・オプションの全部を一括して行使することを要する。 ・新株予約権の割当を受けた者が死亡した場合、その者の相続人は、当該被相続人が死亡した日の翌日から3ヶ月を経過する日までの間に限り、本新株予約権を行使することができる。 ・取締役および執行役員の地位の喪失が解任による場合には、新株予約権者およびその相続人は、本新株予約権を行使することができない。 			
新株予約権の譲渡に関する事項 譲渡による本新株予約権の取得については、当社の を要するものとする。				
代用払込みに関する事項	_			
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 2			

(注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式の数は、100株であります。ただし、割当日後、当社が株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。)または株式併合を行う場合、当社は次の算式により新株予約権の目的となる株式の数(以下、付与株式数)を調整します。

調整後株式数=調整前株式数×分割または併合の比率

- 2 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以下、「組織再編成行為」という。)をする場合において、組織再編成行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編成対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとします。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとします。ただし、以下の条件に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとします。
- (1) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類 再編成対象会社の普通株式とします。
- (2) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数 組織再編成行為の条件等を勘案の上、上記(注) 1 ただし書に準じて決定します。
- (3) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 1株当たりの金額を1円とし、これに付与株式数を乗じて得られる金額とします。
- (4) 新株予約権を行使することができる期間 残存新株予約権の権利行使期間と同じとします。
- (5) 譲渡による新株予約権の取得の制限 各新株予約権を譲渡するときは、再編成対象会社の承認を要するものとします。
- (6) その他の条件については、残存新株予約権の条件に準じて決定します。

取締役会の決議日(平成20年11月14日)			
	第3四半期会計期間末現在 (平成20年12月31日)		
新株予約権の数 (個)	782	(注) 1	
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	_		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数 100株		
新株予約権の目的となる株式の数 (株)	78, 200	(注) 1	
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり1		
新株予約権の行使期間	平成20年12月2日~ 平成50年12月1日		
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発 行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,021 資本組入額 511		
新株予約権の行使の条件	・新株予約権者は、当社の取締役または執行中は行使することができず、取締役およびいずれの地位をも喪失した日の翌日から10る日までの間に限り行使することができる。 ・新株予約権者は、当社から割当を受けた本および本新株予約権と同様に退任時報酬とを有する株式報酬型ストック・オプション括して行使することを要する。 ・新株予約権の割当を受けた者が死亡した場の相続人は、当該被相続人が死亡した日のヶ月を経過する日までの間に限り、本新株使することができる。 ・取締役および執行役員の地位の喪失が解任には、新株予約権者およびその相続人は、生を行使することができない。	執日。新しの 合翌予 に本行を経 予の部 そか権 る株員過 約性を のらを 場予の 権質一 者3行 合約	
新株予約権の譲渡に関する事項 譲渡による本新株予約権の取得については、当社 を要するものとする。			
代用払込みに関する事項	_		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 2		

(注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式の数は、100株であります。ただし、割当日後、当社が株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。)または株式併合を行う場合、当社は次の算式により新株予約権の目的となる株式の数(以下、付与株式数)を調整します。

調整後株式数=調整前株式数×分割または併合の比率

- 2 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以下、「組織再編成行為」という。)をする場合において、組織再編成行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編成対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとします。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとします。ただし、以下の条件に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとします。
- (1) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類 再編成対象会社の普通株式とします。
- (2) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数 組織再編成行為の条件等を勘案の上、上記(注) 1 ただし書に準じて決定します。
- (3) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 1株当たりの金額を1円とし、これに付与株式数を乗じて得られる金額とします。
- (4) 新株予約権を行使することができる期間 残存新株予約権の権利行使期間と同じとします。
- (5) 譲渡による新株予約権の取得の制限 各新株予約権を譲渡するときは、再編成対象会社の承認を要するものとします。
- (6) その他の条件については、残存新株予約権の条件に準じて決定します。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減 額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成20年11月28日(注)	△5, 000, 000	65, 176, 600	_	10, 795		11, 706

(注) 自己株式の消却によるものであります。

(5) 【大株主の状況】

① 当第3四半期会計期間において、池森賢二氏及びその共同保有者である株式会社ケイアイから平成20年11月7日付の大量保有報告書に係る変更報告書が関東財務局に提出され、平成20年11月5日現在でそれぞれ以下のとおり株式を保有している旨の報告を受けておりますが、株主名簿の記載内容が確認できないため、当社として実質所有株式数の確認ができません。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数 (株)	株券等保有割合(%)
池森賢二	東京都港区	13, 721, 080	19. 55
株式会社ケイアイ	東京都港区新橋2-5-1	3, 507, 500	5. 00

(注) 当第3四半期会計期間末後、池森賢二氏及びその共同保有者である株式会社ケイアイから平成21年2月5日付の大量保有報告書に係る変更報告書が関東財務局に提出され、平成21年2月4日現在でそれぞれ以下のとおり株式を保有している旨の報告を受けておりますが、株主名簿の記載内容が確認できないため、当社として実質所有株式数の確認ができません。なお、当社はこの主要株主の異動に際し、平成21年2月6日付で臨時報告書を提出しております。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数 (株)	株券等保有割合(%)
池森賢二	東京都港区	8, 721, 080	13. 38
株式会社ケイアイ	東京都港区新橋2-5-1	8, 507, 500	13. 05

② 当第3四半期会計期間において、会社法第178条の規定に基づき自己株式を消却することを決議し、平成20年 11月28日付で5,000,000株の消却を行ったこと等により、平成20年12月31日現在、次のとおり自己株式を保有しております。

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
株式会社ファンケル	横浜市中区山下町89番地1	3, 896, 653	5. 98

(6) 【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日(平成20年9月30日)に基づく株主名簿による記載をしております。

①【発行済株式】

平成20年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容	
無議決権株式	_	_	_	
議決権制限株式(自己株式等)	_	_	_	
議決権制限株式(その他)	_	_	_	
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 8,896,000		単元株式数 100株	
完全議決権株式(その他)	普通株式 60,856,700	608, 567	同上	
単元未満株式	普通株式 423,900		_	
発行済株式総数	70, 176, 600		_	
総株主の議決権	_	608, 567	_	

- (注) 1 「完全議決権株式 (その他)」及び「単元未満株式」欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式が 2,700株 (議決権27個)及び60株、失念株式が100株 (議決権1個)及び20株含まれております。
 - 2 「単元未満株式」欄の普通株式には、当社所有の自己株式69株が含まれております。
- ※ 平成20年11月28日付で5,000,000株の自己株式を消却したこと等により、平成20年12月31日現在の完全議決権株式 (自己株式等)は3,896,600株、発行済株式総数は65,176,600株となっております。

②【自己株式等】

平成20年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社ファンケル	横浜市中区 山下町89番地1	8, 896, 000	_	8, 896, 000	12. 67
計	_	8, 896, 000	_	8, 896, 000	12. 67

- (注) 上記のほか、株主名簿上は当社名義となっておりますが、実質的に所有していない株式が100株(議決権1個)あります。なお、当該株式数は上記 ①「発行済株式」の「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式に含まれております。
- ※ 平成20年11月28日付で5,000,000株の自己株式を消却したこと等により、平成20年12月31日現在の完全議決権株式 (自己株式等)は3,896,600株、発行済株式総数は65,176,600株となっております。

2【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成20年 4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
最高(円)	1, 432	1, 346	1, 267	1, 286	1, 338	1, 357	1, 307	1, 245	1, 218
最低 (円)	1, 253	1, 202	1, 198	1, 199	1, 230	1, 241	1, 030	1, 153	1, 152

⁽注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

3【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期報告書の提出日までの役員の異動は次のとおりです。

(1) 新任役員 該当事項はありません。

(2) 退任役員

該当事項はありません。

(3) 役職の異動

新役名及び職名	旧役名及び職名	氏名	異動年月日
代表取締役副社長執行役員	代表取締役副社長執行役員 (商品・営業統括)	田 多 井 毅	平成20年12月1日

第5【経理の状況】

1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、四半期連結財務諸表は「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」 (平成20年8月7日内閣府令第50号) 附則第7条第1項第5号ただし書きにより、改正後の四半期連結財務諸表規則 を適用しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当第3四半期連結会計期間(平成20年10月1日から平成20年12月31日まで)及び当第3四半期連結累計期間(平成20年4月1日から平成20年12月31日まで)に係る四半期連結財務諸表について、新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

(単位:百万円)

<u> </u>	当第3四半期連結会計期間末 (平成20年12月31日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成20年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	17, 726	16, 551
受取手形及び売掛金	10, 942	10, 053
有価証券	9, 518	13, 508
商品及び製品	3, 237	3, 229
仕掛品	53	78
原材料及び貯蔵品	3, 206	3, 402
その他	2, 573	2, 338
貸倒引当金	△221	△159
流動資産合計	47, 037	49, 003
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	21, 814	*3 21, 140
減価償却累計額及び減損損失累計額	△10, 619	△10, 112
建物及び構築物(純額)	11, 195	11, 028
機械装置及び運搬具	5, 472	5, 419
減価償却累計額及び減損損失累計額	△3, 980	△4, 014
機械装置及び運搬具(純額)	1, 491	1, 404
工具、器具及び備品	5, 921	5, 724
減価償却累計額	△4, 788	△4, 639
工具、器具及び備品(純額)	1, 133	1, 085
土地	**3 11,000	*3 10, 901
その他	113	74
有形固定資産合計	24, 934	24, 494
無形固定資産		
のれん	947	738
その他	3, 062	2, 953
無形固定資産合計	4, 010	3, 692
投資その他の資産	*2 9, 039	*2 8, 496
固定資産合計	37, 984	36, 682
資産合計	85, 022	85, 685

	当第3四半期連結会計期間末 (平成20年12月31日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成20年3月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	4, 072	3, 599
未払法人税等	416	1, 865
賞与引当金	534	1, 037
ポイント引当金	1, 461	1, 496
その他	4, 927	4, 954
流動負債合計	11, 412	12, 953
固定負債		
退職給付引当金	1, 763	1, 642
役員退職慰労引当金	57	46
その他	810	773
固定負債合計	2, 631	2, 462
負債合計	14, 044	15, 416
純資産の部		
株主資本		
資本金	10, 795	10, 795
資本剰余金	11, 706	11, 861
利益剰余金	53, 017	58, 608
自己株式	△4, 960	△11, 387
株主資本合計	70, 557	69, 877
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	9	27
為替換算調整勘定	△4	$\triangle 4$
評価・換算差額等合計	4	22
新株予約権	310	275
少数株主持分	104	94
純資産合計	70, 977	70, 268
負債純資産合計	85, 022	85, 685
	-	

(単位:百万円)

当第3	四半期連結累計期間
(自	平成20年4月1日
至	平成20年12月31日)

	至 平成20年12月31日)
売上高	75, 217
売上原価	24, 894
売上総利益	50, 322
販売費及び一般管理費	* 45, 453
営業利益	4, 869
営業外収益	
受取利息	120
受取配当金	13
雑収入	164
営業外収益合計	298
営業外費用	
支払利息	0
為替差損	50
雑損失	66
営業外費用合計	116
経常利益	5, 050
特別利益	
固定資産売却益	31
貸倒引当金戻入額	36
償却債権取立益	10
その他	23
特別利益合計	101
特別損失	
固定資産売却損	49
固定資産除却損	155
減損損失	178
その他	255
特別損失合計	638
税金等調整前四半期純利益	4, 513
法人税、住民税及び事業税	1,741
法人税等調整額	378
法人税等合計	2, 119
少数株主利益	10
四半期純利益	2, 384

当第3四半期連結会計期間 (自 平成20年10月1日 至 平成20年12月31日)

	至 平成20年12月31日)
売上高	26, 635
売上原価	9, 029
売上総利益	17, 606
販売費及び一般管理費	* 15,705
営業利益	1, 900
営業外収益	
受取利息	33
受取配当金	0
雑収入	46
営業外収益合計	81
営業外費用	
為替差損	39
雑損失	25
営業外費用合計	65
経常利益	1,916
特別利益	
固定資産売却益	21
貸倒引当金戻入額	36
その他	△0
特別利益合計	56
特別損失	
固定資産売却損	35
固定資産除却損	82
その他	204
特別損失合計	323
税金等調整前四半期純利益	1,649
法人税、住民税及び事業税	318
法人税等調整額	291
法人税等合計	610
少数株主利益	1
四半期純利益	1,038

当第3四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年12月31日)

	主 平成20年12月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー	
税金等調整前四半期純利益	4, 513
減価償却費	2, 319
減損損失	178
株式報酬費用	87
のれん償却額	111
貸倒引当金の増減額(△は減少)	△69
賞与引当金の増減額(△は減少)	△502
ポイント引当金の増減額(△は減少)	$\triangle 34$
退職給付引当金の増減額(△は減少)	120
役員退職慰労引当金の増減額(△は減少)	11
受取利息及び受取配当金	△133
支払利息	0
為替差損益(△は益)	30
投資有価証券評価損益(△は益)	95
関係会社株式評価損	59
固定資産売却損益(△は益)	17
固定資産除却損	155
売上債権の増減額 (△は増加)	△891
たな卸資産の増減額 (△は増加)	300
その他の流動資産の増減額(△は増加)	△223
仕入債務の増減額 (△は減少)	471
その他の流動負債の増減額(△は減少)	81
その他の固定負債の増減額(△は減少)	$\triangle 247$
その他	80
小計	6, 532
利息及び配当金の受取額	107
利息の支払額	$\triangle 0$
その他の収入	0
法人税等の支払額	$\triangle 3,293$
営業活動によるキャッシュ・フロー	3, 347
投資活動によるキャッシュ・フロー	
定期預金の預入による支出	$\triangle 1,000$
定期預金の払戻による収入	1,000
有価証券の取得による支出	△7, 983
有価証券の売却及び償還による収入	7, 997
有形固定資産の取得による支出	△1, 539
有形固定資産の売却による収入	203
無形固定資産の取得による支出	△798
関係会社株式の取得による支出	△36
営業譲受による支出	$\triangle 1,315$
貸付けによる支出	$\triangle 1,510$ $\triangle 30$
貸付金の回収による収入	13
その他の支出	
その他の収入	260
その他	200 △17
投資活動によるキャッシュ・フロー	△3, 326

(単位:百万円)

当第3四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年12月31日)

財務活動によるキャッシュ・フロー	
長期借入金の返済による支出	△48
自己株式の処分による収入	3
自己株式の取得による支出	$\triangle 1$
配当金の支払額	△1, 753
その他	△12
財務活動によるキャッシュ・フロー	△1,812
現金及び現金同等物に係る換算差額	△17
現金及び現金同等物の増減額(△は減少)	△1,809
現金及び現金同等物の期首残高	24, 060
現金及び現金同等物の四半期末残高	* 22, 251

当第3四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年12月31日)

- 1 連結の範囲に関する事項 の変更
- (1) 連結の範囲の変更 第2四半期連結会計期間より、ニコス

第2四手期連結会計期間より、ニコスタービューテック㈱を新たに設立したため、連結の範囲に含めております。

- (2) 変更後の連結子会社の数 8 社
- 2 会計処理基準に関する事 項の変更
- (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法 の変更

たな卸資産

通常の販売目的で保有するたな卸資産については、従来、主として総平均法による原価法によっておりましたが、第1四半期連結会計期間より「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号 平成18年7月5日)が適用されたことに伴い、主として総平均法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)によって算定しております。

また、上記の会計基準の適用にあたって、従来は営業外費用に計上していた「たな卸資産廃棄損」を、第1四半期連結会計期間より売上原価に含めております。

これらの変更により、当第3四半期連結累計期間においては、従来の方法によった場合に比べて、営業利益が238百万円、経常利益が7百万円及び税金等調整前四半期純利益が41百万円それぞれ減少しております。

セグメント情報に与える影響は当該箇 所に記載しております。

(2) 連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱いの適用

「連結財務諸表作成における在外子会 社の会計処理に関する当面の取扱い」

(企業会計基準委員会 平成18年5月17日 実務対応報告第18号)を第1四半期連結会計期間から適用しております。

この変更に伴う当第3四半期連結累計 期間の営業利益、経常利益及び税金等調 整前四半期純利益への影響はありませ ん。 当第3四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年12月31日)

リース取引に関する会計基準の適用 所有権移転外ファイナンス・リース取 引については、従来、賃貸借取引に係る 方法に準じた会計処理によっておりまし たが、「リース取引に関する会計基準」 (企業会計基準第13号(平成5年6月17 日(企業会計審議会第一部会)、平成19 年3月30日改正))及び「リース取引に 関する会計基準の適用指針」(企業会計 基準適用指針第16号(平成6年1月18日 (日本公認会計士協会 会計制度委員 会)、平成19年3月30日改正))が平成 20年4月1日以後開始する連結会計年度 に係る四半期連結財務諸表から適用する ことができることになったことに伴い、 第1四半期連結会計期間からこれらの会 計基準等を適用し、通常の売買取引に係 る会計処理によっております。また、所 有権移転外ファイナンス・リース取引に 係るリース資産の減価償却の方法につい ては、リース期間を耐用年数とし、残存 価額を零とする定額法を採用しておりま

この変更に伴う当第3四半期連結累計 期間の営業利益、経常利益及び税金等調 整前四半期純利益への影響はありませ ん。

なお、リース取引開始日が適用初年度前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を引続き採用しております。

【追加情報】

当第3四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年12月31日)

(有形固定資産の耐用年数の変更)

第1四半期連結会計期間から、機械装置の耐用年数については法人税法の改正を契機として見直しを行い、一部の資産について耐用年数を変更しております。

なお、この変更に伴う当第3四半期連結累計期間の営業利益、経常利益及び税金等調整前四半期純利益への影響は軽微であります。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

当第3四半期連結会計期間末 (平成20年12月31日)			前連結会計年度末 (平成20年3月31日)
1	偶発債務	1	偶発債務
	流山工業団地協同組合の千葉県・商工組合中央		流山工業団地協同組合の千葉県・商工組合中央
	金庫からの借入金1,795百万円について、同組合の		金庫からの借入金1,911百万円について、同組合の
	他の組合員企業15社とともに連帯保証しておりま	他の組合員企業15社とともに連帯保証しておりま	
す。また、非連結子会社(FANCL INTERNATIONAL, IN			す。また、非連結子会社(FANCL INTERNATIONAL, IN
	C.)の銀行からの借入金81百万円(US \$900,000)に	0,000)に C.)の銀行からの借入金30百万円(US	
	ついて保証しております。		ついて保証しております。
※ 2	資産の金額から直接控除している貸倒引当金の額	※ 2	資産の金額から直接控除している貸倒引当金の額
	投資その他の資産 293 百万円		投資その他の資産 424 百万円
₩3	国庫補助金等の受入による圧縮記帳額は、土地173	₩3	国庫補助金等の受入による圧縮記帳額は、建物23
	百万円であり、四半期連結貸借対照表計上額はこ		百万円、土地173百万円であり、連結貸借対照表計
	の圧縮記帳額を控除しております。		上額はこの圧縮記帳額を控除しております。

(四半期連結損益計算書関係)

当第3四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年12月31日)

※ 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

広告宣伝費	7,405百万円
販売促進費	9,624百万円
荷造運搬費	3,078百万円
販売手数料	3,994百万円
給料及び手当	7,973百万円
賞与引当金繰入額	402百万円
退職給付費用	408百万円
役員退職慰労引当金繰入額	15百万円
貸倒引当金繰入額	138百万円

当第3四半期連結会計期間 (自 平成20年10月1日 至 平成20年12月31日)

※ 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

広告宣伝費	2,678百万円
販売促進費	3,610百万円
荷造運搬費	1,087百万円
販売手数料	1,353百万円
給料及び手当	2,298百万円
賞与引当金繰入額	402百万円
退職給付費用	141百万円
役員退職慰労引当金繰入額	5百万円
貸倒引当金繰入額	81百万円

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年12月31日)

※ 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借 対照表に掲記されている科目の金額との関係

(平成20年12月31日現在)

現金及び預金勘定17,726百万円有価証券勘定9,518百万円計27,245百万円

預入期間が3ヶ月を超える有価証券 △4,993百万円

現金及び現金同等物 22,251百万円

(株主資本等関係)

当第3四半期連結会計期間末(平成20年12月31日)及び当第3四半期連結累計期間(自 平成20年4月1日 至 平成20年12月31日)

発行済株式の種類及び総数
 普通株式 65,176,600株

自己株式の種類及び株式数
 普通株式
 3,896,653株

3. 新株予約権等に関する事項

区分	新株予約権の内訳	四半期連結 会計期間末残高 (百万円)
提出会社 (親会社)	ストック・オプションとしての新株予約権	310

4. 配当に関する事項

配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成20年5月15日 取締役会	普通株式	734	12	平成20年3月31日	平成20年6月16日	利益剰余金
平成20年11月4日 取締役会	普通株式	1,041	17	平成20年9月30日	平成20年12月1日	利益剰余金

5. 株主資本の金額の著しい変動

当社は、平成20年11月4日開催の取締役会において会社法第178条の規定に基づき自己株式5,000,000株の消却を決議し、平成20年11月28日付で実施いたしました。これにより、資本剰余金が159百万円、利益剰余金が6,206百万円、自己株式が6,365百万円それぞれ減少しております。

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

当第3四半期連結会計期間(自 平成20年10月1日 至 平成20年12月31日)

	化粧品 関連事業 (百万円)	栄養補助食品 関連事業 (百万円)	その他事業 (百万円)	計 (百万円)	消去 又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高						
(1) 外部顧客に対する売上高	13, 282	8, 019	5, 333	26, 635	_	26, 635
(2) セグメント間の内部売上 高又は振替高	_	_	_	_	_	_
計	13, 282	8, 019	5, 333	26, 635	_	26, 635
営業利益又は営業損失(△)	1, 879	542	△118	2, 303	(403)	1, 900

当第3四半期連結累計期間(自 平成20年4月1日 至 平成20年12月31日)

	化粧品 関連事業 (百万円)	栄養補助食品 関連事業 (百万円)	その他事業 (百万円)	計 (百万円)	消去 又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高						
(1) 外部顧客に対する売上高	38, 091	22, 511	14, 614	75, 217	_	75, 217
(2) セグメント間の内部売上 高又は振替高	_	_	_	_	_	-
計	38, 091	22, 511	14, 614	75, 217	_	75, 217
営業利益又は営業損失(△)	4, 909	2, 224	△654	6, 478	(1, 609)	4, 869

- (注) 1 事業区分は、内部管理上採用している区分によっております。
 - 2 各事業の主な製品
 - (1) 化粧品関連事業……各種化粧品の通信販売・店舗販売・卸販売
 - (2) 栄養補助食品関連事業…各種栄養補助食品の通信販売・店舗販売・卸販売
 - (3) その他事業……雑貨・装身具類・肌着類・健康器具・家庭用雑貨の通信販売、発芽米事業、青汁事業他
 - 3 会計処理の方法の変更

(棚卸資産の評価に関する会計基準)

「四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更 2 会計処理基準に関する事項の変更 (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法の変更」に記載のとおり、第1四半期連結会計期間より「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号 平成18年7月5日)を適用しております。

上記の会計基準の適用に伴い、従来の方法によった場合に比べて、当第3四半期連結累計期間の営業利益 は化粧品関連事業103百万円、栄養補助食品関連事業106百万円、その他事業27百万円それぞれ減少しており ます。

【所在地別セグメント情報】

当第3四半期連結会計期間(自 平成20年10月1日 至 平成20年12月31日)及び当第3四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年12月31日)

全セグメントの売上高の合計額に占める日本の割合が90%を超えているため、所在地別セグメント情報の記載を省略しております。

【海外売上高】

当第3四半期連結会計期間(自 平成20年10月1日 至 平成20年12月31日)及び当第3四半期連結累計期間(自 平成20年4月1日 至 平成20年12月31日)

海外売上高は、連結売上高の10%未満であるため、海外売上高の記載を省略しております。

(ストック・オプション等関係)

当第3四半期連結会計期間(自 平成20年10月1日 至 平成20年12月31日)

- 1. ストック・オプションに係る当第3四半期連結会計期間における費用計上額及び科目名販売費及び一般管理費 79百万円
- 2. 当第3四半期連結会計期間に付与したストック・オプションの内容

	平成20年第6回新株予約権 (株式報酬型ストック・オプション)		
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 9名 当社執行役員 3名		
株式の種類別のストック・ オプションの付与数(注)	普通株式 78,200株		
付与日	平成20年12月1日		
権利確定条件	取締役および執行役員のいずれの地位を も喪失すること。		
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。		
権利行使期間	平成20年12月2日から平成50年12月1日		
権利行使価格(円)	1		
公正な評価単価(付与日) (円)	1, 020		

(注) 株式数に換算して記載しております。

(1株当たり情報)

1. 1株当たり純資産額

当第3四半期連結会計期間末 (平成20年12月31日)		前連結会計年度末 (平成20年3月31日)	
1株当たり純資産額	1,151.48 円	1株当たり純資産額	1,141.56 円

2. 1株当たり四半期純利益金額等

当第3四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年12月31日)		当第3四半期連結会計期間 (自 平成20年10月1日 至 平成20年12月31日)	
1株当たり四半期純利益金額	38.91 円	1株当たり四半期純利益金額	16.95 円
潜在株式調整後1株当たり四半期 純利益金額	38.82 円	潜在株式調整後1株当たり四半期 純利益金額	16.91 円

(注) 1株当たり四半期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとお りであります。

		-
	当第3四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年12月31日)	当第3四半期連結会計期間 (自 平成20年10月1日 至 平成20年12月31日)
1株当たり四半期純利益金額		
四半期純利益 (百万円)	2, 384	1, 038
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る四半期純利益(百万円)	2, 384	1, 038
期中平均株式数(株)	61, 273, 503	61, 280, 311
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額		
四半期純利益調整額(百万円)	-	-
普通株式増加数(株)	140, 054	129, 271
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当	_	_
たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株		
式で、前連結会計年度末から重要な変動があったも		
のの概要		

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2 【その他】

第29期(平成20年4月1日から平成21年3月31日まで)中間配当については、平成20年11月4日開催の取締 役会において、平成20年9月30日の最終の株主名簿及び実質株主名簿に記載または記録された株主に対し、次 のとおり中間配当を行うことを決議いたしました。

① 中間配当金の総額

1,041百万円

② 1株当たり中間配当金

17円00銭

③ 支払請求権の効力発生日及び支払開始日 平成20年12月1日

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成21年2月9日

株式会社ファンケル 取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 星野 正司 印 業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 阿部 正典 印 業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ファンケルの平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間(平成20年10月1日から平成20年10月1日から平成20年12月31日まで)及び第3四半期連結累計期間(平成20年4月1日から平成20年12月31日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ファンケル及び連結子会社の平成20年12月31日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期連結会計期間及び第3四半期連結累計期間の経営成績並びに第3四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

^{※1} 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

^{※2} 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータは含まれておりません。